

熊本産業保健推進連絡事務所 殿

熊本労働局長



熊本労働局第 8 次粉じん障害防止総合対策の推進について

貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましては、多大の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）が全面施行された昭和 56 年以降、同規則の周知徹底及びじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）との一体的運用を図るため、総合的な対策を推進してきており、これまで、7 次にあたって、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

その結果、総合対策を開始した昭和 56 年当時は 6 千人強のじん肺新規有所見労働者が発生していたものが、近年においては 200 人を下回るまでになっていきました。

また、熊本県内においては、現在では現存する事業場からのじん肺新規有所見労働者の発生がほとんどみられないといった状況になっています。

しかし、近年の厳しい経済情勢から局所排気装置等粉じん発散抑制設備の設備更新・改善が進んでいないこと、さらに、一部経営首脳の中には、粉じんばく露の有害性に関する意識がなお気薄であること、トンネル建設工事業においては、新たな工法の普及、機械の大型化等により粉じんの発生の態様が多様化していること等から、対策のより一層の実効性の確保を図るため、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示し、その周知徹底を図ること等、別添のとおり第 8 次粉じん障害防止総合対策を推進することと致しました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知を図るとともに、本総合対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施の指導につき、特段の御配慮を賜りますようお願い致します。

## 熊本労働局第8次粉じん障害防止総合対策

## 第1 目的

粉じん障害の防止については、これまで7次にわたり総合対策を策定し、継続的に実施してきたところである。

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）及びじん肺法に基づく措置を講じなければならないことは言うまでもない。

また、法令に基づく措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等により、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれる。

本総合対策においては、これまでの推進状況及び法令改正を踏まえ、当該対策の重点事項を定めるとともに、今後事業者が特に実施すべき措置として「粉じん障害を防止するために事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

## 第2 推進期間

平成25年度から平成29年度までの5か年とする。

## 第3 重点事項

屋外でのアーク溶接作業と岩石等の裁断等作業においては、粉じん則及びじん肺法施行規則（以下「粉じん則等」という。）が改正され、平成24年4月に施行されたこと、金属等の研磨作業はじん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと、ずい道等建設工事においては当該建設工事における粉じん障害防止対策を引き続き推進する必要があること、また、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、次の事項を重点とする。

- ① アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- ② 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- ③ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策及び粉じんばく露時間の短縮
- ④ 離職後の健康管理

## 第4 実施事項

## 1 自主点検の実施

粉じん則等の改正により新たに規制の対象となった上記第3①の作業を行う事業場を把握するため、計画初年度に金属製品製造業及び建設業に対して自主点検を行うこととする。

## 2 集団指導、個別指導及び監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、「講

ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を図る。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

### 3 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う。

### 4 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、その活用が望ましいことに鑑み、上記2及び3の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

### 5 関係団体等に対する指導等の実施

#### (1) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請等

労働災害防止団体、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を指導する。

また、関係事業者団体に対して、「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う、粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

#### (2) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

##### ① 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

##### ② 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的を実施させ、その定着を図るため、毎月1日を熊本県内における「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

#### 6 ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期するためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要である。

このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の発注機関連絡会議等を通じて、ガイドラインに基づく対策を実施するための措置について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が、最近の新たな技術の動向も踏まえて旧版に替わり策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成24年3月）についても、必要に応じ参照するよう周知する。

#### 7 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、熊本産業保健推進連絡事務所における産業保健相談事業又は地域産業保健センターにおける健康相談事業等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

## 粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

## 第1 趣旨

事業者は、粉じんさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

なお、近年実施された調査結果等を踏まえ、屋外におけるアーク溶接作業及び岩石等の裁断等作業においては、当該作業における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）が改正され、平成24年4月に施行されたこと、金属等の研磨作業はじん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと、ずい道等建設工事においては、当該建設工事における粉じん障害防止対策を引き続き推進する必要があること、また、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、第8次粉じん障害防止総合対策においては、「アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業」、「金属等の研磨作業」、「ずい道等建設工事」及び「離職後の健康管理」を重点事項として、これら事項において事業者が重点的に講ずべき措置について記述している。

## 第2 具体的実施事項

## 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

## (1) 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則の改正（平成24年4月1日施行）により、屋外での金属をアーク溶接する作業が、粉じん則第23条（休憩設備）の規定の適用を受けることとなったので、この措置を確実に講じること。併せて、じん肺法施行規則の改正（平成24年4月1日施行）により、金属をアーク溶接する作業について、屋外でのみ行う者やその大半が屋外であり屋内での作業に常時性が認められない者に対しても、じん肺法に定める健康診断を実施し、また、これらの者に関する、じん肺法施行規則第37条に定めるじん肺健康管理実施状況報告を提出する必要があるので、これらの措置を確実に講じること。

また、事業者は、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業が、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識するとともに、労働者に対し、当該作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、アーク溶接等の作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、当該事項の周知徹底については、衛生委員会等も活用すること。

(2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内でアーク溶接作業を行う場合、粉じん則第5条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこと。この措置に当たっては、より効果的に粉じんの発散防止を図るため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等が望ましいため、その使用を推進すること。

(3) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

ア 保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

① 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

② 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

③ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

ウ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用について

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクと比べて、一般的に防護係数が高く労働者の健康障害防止の観点からより有用であることから、その着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においても、その防護係数等の性能を確認した上で、これを着用することが望ましいため、その着用を推進すること。

(4) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、事業者は、じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所見者に対する健

健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

#### (5) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

事業者は、アーク溶接作業に常時従事する労働者に対して、じん肺法第6条に基づき、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施しなければならないこと。この教育は、粉じん則第22条に定める特別教育の科目に準じて実施すること。

## 2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

### (1) 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

事業者は、金属等の研磨作業に係る特定粉じん発生源（粉じん則別表第2に掲げる箇所をいう。以下同じ。）については、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置の措置等を講じるとともに、粉じん則第10条に基づき、除じん装置を設置すること。

### (2) 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内で手持式又は可搬式動力工具を用いて金属等の研磨作業を行う場合には、第2の1の(2)と同様の措置が望ましいため、その実施を図ること。

### (3) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

#### ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに、局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任すること。

#### イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必要な措置を講じること。

### (4) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則第26条及び第26条の2に基づき、作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に基づき評価し、第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場については、施設、

設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じること。

#### (5) 特別教育の徹底

事業者は、特定粉じん作業（粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。）に常時従事する労働者に対し、粉じん則第 22 条に基づき、特別教育を実施すること。

#### (6) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

局所排気装置等の設置を要しない場合には、事業者は、第 2 の 1 の（3）と同様の措置を講じること。

#### (7) たい積粉じん対策の推進

##### ア たい積粉じん清掃責任者の選任

事業者は、粉じん則第 24 条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任すること。

##### イ たい積粉じん除去のための清掃の推進

事業者は、選任した「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び1月に1回以上、定期的に、たい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

#### (8) 健康管理対策の推進

事業者は、第 2 の 1 の（4）と同様の措置を講じること。

### 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

#### (1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2 「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくその措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成 24 年 3 月）も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に着用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られることに留意すること。また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

① 動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業

② 動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

③ コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 88 条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は労働基準監督署長に提出する場合には、ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」



を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(4)と同様の措置を講じること。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

(4) 粉じんばく露時間の短縮

じん肺発生のリスクをより低減させるために、恒常的な時間外労働(例：1日所定労働時間8時間+時間外労働2時間=10時間)を排除すること。

4 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、その他の粉じん作業又は業種についても、作業環境測定の結果、新規有所見者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、上記の措置に準じて、粉じん障害防止対策を推進すること。

5 離職後の健康管理

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成23年3月)(以下「ガイドブック」という。)を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

6 自主点検表による評価の実施

事業者は、別紙「第8次粉じん障害防止総合対策の重点事項自主点検表」を用いて、それぞれの作業単位ごとに点検担当者を指名し自主点検を実施することとし、その結果、改善すべき事項がある場合には、改善対策を講じること。

## 第8次粉じん障害防止総合対策の重点事項自主点検表

事業場名	
住所	〒 ー 電話
労働者数	男 名、女 名、計 名(うち粉じん作業従事者 名)
粉じん作業の内容	
点検担当者	職名 氏名

点検の項 ○は良好、×は対策を要する 対策の項 ○は対策実施済、×は対策未定

該当がない項目は、☑を付けてください。

点検 対策 (該当項目の点検を行い、必要な対策を行う。)

1.   特定粉じん発生源に係る措置は十分ですか。(粉じん則第 4条)
2.   粉じん作業場の全体換気装置等による換気は十分ですか。(粉じん則第 5条)
3.   除じん装置の設置は十分ですか。(粉じん則第10条)
4.   局所排気装置の要件は法定項目に適合していますか。(粉じん則第11条)
5.   上記局所排気装置は有効稼動していますか。(粉じん則第12条)
6.   粉じんの種類に応じた除じん装置となっていますか。(粉じん則第13条)
7.   局所排気装置等の定期自主検査を実施していますか。(粉じん則第17条)
8.   特定粉じん作業従事者に特別教育を実施していますか。(粉じん則第22条)
9.   休憩設備を粉じん作業場以外に設けていますか。(粉じん則第23条)
10.   毎月一回以上清掃を実施していますか。(粉じん則第24条)
11.   真空掃除機等により一月以内に一回清掃を実施していますか。(同上)
12.   特定粉じん屋内作業場の作業環境測定を実施していますか。(粉じん則第26条)
13.   測定結果の評価を確認していますか。(粉じん則第26条の2)
14.   評価の結果に基づく措置をしていますか。(粉じん則第26条の3、第26条の4)
15.   第2管理区分又は第3管理区分では改善の措置を講じていますか。(同上)
16.   有効な呼吸用保護具を使用していますか。(粉じん則第27条第1項)
17.   じん肺予防及び健康管理教育を実施していますか。(じん肺法第5条、第6条)
18.   じん肺健康診断を実施していますか。(じん肺法第7条、第8条、第9条)
19.   衛生管理者、安全衛生推進者を選任していますか。(安衛法第12条、第12条の2)
20.   衛生委員会等を開催していますか。(安衛則第22条、安衛則第23条の2)
21.   局所排気装置等の計画届を届けていますか。(安衛則第88条、別表第7第23、24)
22.   粉じん障害防止対策の要旨の掲示(周知)をしていますか。(じん肺法第35条の2)
23.   保護具着用管理責任者は誰ですか。(衛生管理者有資格者等から選任)
25.   局排等の検査・点検責任者は誰ですか。(設備毎に選任)
26.   たい積粉じん清掃責任者は誰ですか。(作業場ごとに選任)
27.   ずい道工事において、恒常的時間外労働を実施していないか。(労基法第36条第1項ただし書き)

毎月1日は、粉じん対策の日